



乙協議して書面によりこれを定める。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約について委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の侵害)

第9条 乙は、委託業務の処理に際して第三者の著作権等の権利を侵害してはならない。

- 2 委託業務を処理するうえで第三者の著作権等の権利侵害が発生した場合には、乙がその責を負うものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、本委託業務の成果物に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求および本契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託経費の減額を請求することができる。この場合において、委託経費の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する委託経費の減額の請求（以下「委託経費減額請求」という。）、損害賠償の請求および本契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 5 第1項から前項までに規定する追完請求、委託経費減額請求、損害賠償の請求および本契約の解除は、目的物の引渡日から1年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 6 甲は、引渡された目的物に契約不適合があることを知ったときは、第1項から第4項までの規定にかかわらず、その旨を速やかに乙に通知しなければ、追完請求、委託経費減額請求、損害賠償の請求および本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(権利の帰属等)

第11条 委託業務により製作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、すべて甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の承諾なしに委託業務により製作された成果物及び資料を他に流用してはならない。
- 3 乙は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- 4 甲は、委託業務により製作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、甲が出願人となって費用を負担し、登録手続きを行うものとする。

（履行遅滞の場合における遅滞料）

第12条 乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、遅滞料を附して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の遅滞料は、委託料の額に遅延日数に応じて、年3.0%の割合を乗じて計算した額とする。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
  - (2) 乙の委託業務の処理が不相当と認めるとき。
  - (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めるとき。
  - (4) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (6) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (7) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は弁業を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (8) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は、必要があるときは、委託業務の既済部分の引き渡しを乙に請求できるものとする。この場合において、甲は、当該既済部分に相応する委託料を乙に支払うものとし、その支払額は、甲乙協議して定める。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約に寄る業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約の費用）

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第16条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年6月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事 鈴木 健太

乙